

人事・労務に役立つ情報満載！

ニュースレター

by 金ちゃん先生



発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0862 豊中市西泉丘 1-5-24 URL <http://www.tokunaga-sr.com>

TEL & FAX 06-6850-8110 e-mail bpbzu707@tcct.zaq.ne.jp

発行日：2022年2月28日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算150記念号



耳寄り情報

— 雇入時の健康診断 —

労働安全衛生法において、事業者は労働者に対し、医師による健康診断を行うよう義務づけています。今回は、労働者を雇い入れた際の健康診断について解説します。

1. 雇入時の健康診断

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、下表11項目について医師による健康診断を行わなければなりません（安衛則43条）。

雇入時の健康診断は、常時使用する労働者を雇い入れた際における適正配置、入職後の健康管理に資するための健康診断です（平5・4・26事務連絡）。

2. 受診対象者

常時使用する労働者です。

なお、パート・アルバイトについても、次の①②のいずれかに該当し、かつ1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるときは、健康診断を実施する必要があります。

なお、4分の3未満であっても、1週間の所定労働時間が、同種の業務に従事する通常の労働者の概ね2分の1以上であるときは、健康診断を実施することが望ましいとされています（平31・1・30基発0130第1号）。

① 雇用期間の定めのない者

② 雇用期間の定めはあるが、契約期間が1年以上※である者および契約の更新により1年以上※使用される予定の者 ※特定業務従事者（深夜業等）は6カ月以上

3. 実務上のポイント

- ・「雇入れの際」とは、雇入れの直前または直後をいいます（昭23・1・16基発83号）。
- ・健診から3月を経過しない者がその健診の結果を証明する書面を提出した場合、当該項目については省略可能です（安衛則43条）。
- ・定期健診においては医師の判断で検査項目を省略できますが、雇入時検診では検査項目の省略は認められません（年齢にかかわらず、安衛則43条の11項目全てについて行います）。
- ・費用の負担については、法で事業者健診実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきとしています（昭47・9・18基発602号）。
- ・採用選考時の健診について規定したものではなく（平5・4・26事務連絡）、また、採否を決定するために実施するものでもありません。
- ・定期健康診断と同様、個人票の作成と5年間の保存義務があります。
- ・所轄労働基準監督署長への報告は必要ありません。
- ・給食従業員については、雇入れ等の際に検便による健康診断を行う必要があります。

第四銀行事件 最高裁平成9年2月28日第二小法廷判決

◆読むポイントここだけ

就業規則の変更による不利益が定年迄現時点の賃金水準を下回らないという合理的期待を損なうに留まり法的に既得権を奪うと評価することはできないから合理性を欠くとはいえないと判断した。

◆事案の概要

(1)55歳定年制を採用する銀行において、健康な男子行員は、58歳まで賃金水準を落とさずに、定年後も在職が確実であった。(2)銀行は、就業規則を変更し、定年年齢を60歳に引き上げた。一方、55歳以降の賃金水準を従来の63%ないし67%に引き下げた。(3)行員は、就業規則の不利益変更を無効とし、55歳以降の賃金につき、従来の額との差額を求める訴えを提起した。

第一審及び控訴審ともに行員の請求を棄却

◆判旨・判決の要約 上告棄却

(1)本件就業規則の変更は、行員の約90%で組織されている組合との交渉、合意を経て労働協約を締結した上で行われたものであるから、変更後の就業規則の内容は労使間の利益調整がされた結果として合理的なものの一応推測することができる。

(2)本件就業規則の変更による不利益は、58歳まで在職が確実で、その間54歳時の賃金水準を下回らないという合理的期待を損なうに留まり、法的に既得権を奪うと評価することとはできない。

◆解説・ポイント

就業規則の不利益変更の合理性判断における基本枠組みは**労働者の受ける不利益の程度と労働条件の変更の必要性の比較衡量**です。賃金や退職金等労働者にとり重要な権利や労働条件に関して高度の必要性が求められる。就業規則が合理的か否かについて就業規則の変更によって労働者が被る不利益の程度、使用者側の変更の必要性の内容・程度、変更後の就業規則の内容自体の相当性、代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況、労働組合等の交渉の経緯、他の労働組合又従業員の対応、同種事項に関する我が国社会における一般的状況等を総合考慮して判断するべきである。

金ちゃん先生の一言「やや明解とは言えない見解で会社側を肯定か…。」

金ちゃん先生行状記 通算150記念号発刊への感想を申し述べます！

金ちゃん先生は、「継続は力なり！」を金科玉条に唯ひたすら発刊を続けて来た結果、100号⇒150号を成し遂げました。1回でも休むと、だらだら休刊が続くとの危惧がそうさせたのです。「中身がマンネリでは!？」という密かな囁きが聞こえてきます。それも一理有りますが、走りながら考えて来たとの事です。

どこまでも 続け金ちゃん ラブレター 限り有る身を 顧みずかな

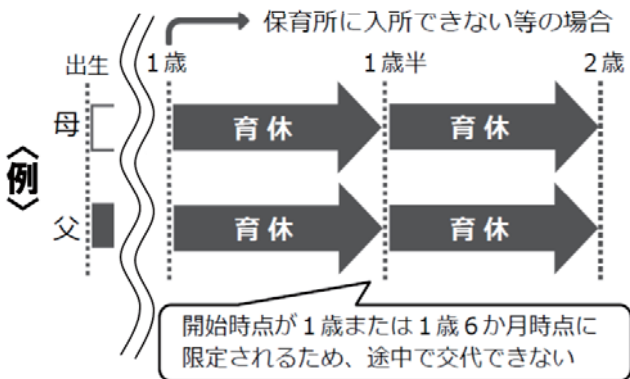
施行待ちの改正

令和4年4月から段階的にスタート 令和3年の育児・介護休業法等の改正⑤

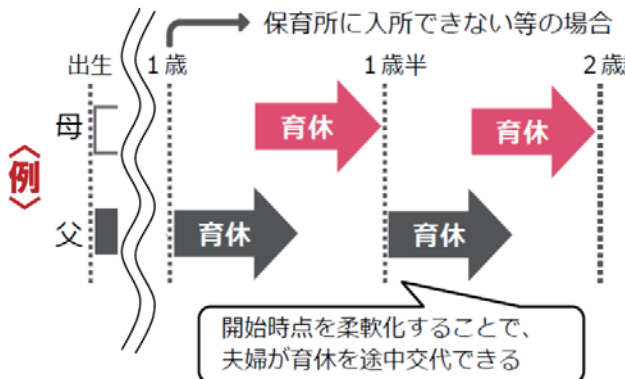
令和3年の通常国会で育児・介護休業法等を改正する法律が成立し、段階的に施行されます。今回は、令和4年10月から施行される「育児休業の1歳以降の延長：育休開始日の柔軟化」の概要を紹介します。

.....**育児休業の1歳以降の延長：育休開始日の柔軟化の概要**.....

改正前 育児休業の1歳以降の延長について、育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定されていました。



改正後 育児休業の1歳以降の延長について、令和4年10月からは、育休開始日が柔軟化されます。



★令和3年の育児・介護休業法等改正にあたって、就業規則（育児・介護休業規程）の整備が必要となります。ご質問等があれば、気軽にお声掛けください。

施行待ちの改正

令和4年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会は、基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分^{〈補足〉}）から適用される保険料率の見直しを行います。

令和4年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

〈補足〉企業が納付する健康保険の保険料の納付期限は翌月末日であるため、3月分は4月納付分

.....**令和4年3月分からの協会けんぽの保険料率**.....

1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕

北海道	10.39%	石川県	9.89%	岡山県	10.25%
青森県	10.03%	福井県	9.96%	広島県	10.09%
岩手県	9.91%	山梨県	9.66%	山口県	10.15%
宮城県	10.18%	長野県	9.67%	徳島県	10.43%
秋田県	10.27%	岐阜県	9.82%	香川県	10.34%
山形県	9.99%	静岡県	9.75%	愛媛県	10.26%
福島県	9.65%	愛知県	9.93%	高知県	10.30%
茨城県	9.77%	三重県	9.91%	福岡県	10.21%
栃木県	9.90%	滋賀県	9.83%	佐賀県	11.00%
群馬県	9.73%	京都府	9.95%	長崎県	10.47%
埼玉県	9.71%	大阪府	10.22%	熊本県	10.45%
千葉県	9.76%	兵庫県	10.13%	大分県	10.52%
東京都	9.81%	奈良県	9.96%	宮崎県	10.14%
神奈川県	9.85%	和歌山県	10.18%	鹿児島県	10.65%
新潟県	9.51%	鳥取県	9.94%	沖縄県	10.09%
富山県	9.61%	島根県	10.35%	—	—

2 介護保険料率

〔全国一律〕

40歳以上65歳未満の方について
1に加えて負担・納付]

全国一律
1.64%
(1.80%から変更)

⑩ 健康保険組合が管掌する健康保険は、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

次ページへ続く

豆知識情報

年少者に関する規程のまとめ

【年少者のうち児童のみに適用されるもの】

- ① 休憩時間を除き、修学時間を通算して、1週間について40時間・1日について7時間を越えて労働させてはならない
- ② 学校長の証明書・親権者又は後見人の同意書の備付け

★すべての都道府県における都道府県単位保険料率、および全国一律の介護保険料率が変わります。「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となりますので、給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意しましょう。給与計算に関することについても、確認したいことなどがあれば、気軽にお声掛けください。

要確認

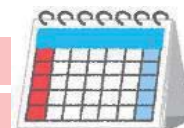
シフト制により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項を公表(厚労)

「シフト制」で働く労働者の雇用管理を行うにあたり、使用者が現行の労働関係法令等に照らして留意すべき事項を一覧性をもって示した「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」が厚生労働省から公表されました。使用者向けのリーフレットも公表されましたが、これには「シフト制労働契約簡易チェックリスト」も掲載されています。そのチェックリストを紹介します。

.....シフト制労働契約簡易チェックリスト.....

労働契約を締結する際の留意点		法定事項
1. シフト制労働契約の締結時に、労働者に「始業・終業時刻」や「休日」などの労働条件を書面で伝えてありますか。 ⇒1 (1) 労働条件の明示	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
1-2. 労働契約の締結時に、始業と終業の時刻を具体的に決めた日がある場合、どのように明示をしていますか。 a. その日の始業・終業時刻、原則的な始業・終業時刻や休日の設定の考え方を記載したり、最初の期間のシフト表を渡したりして書面などで伝えている。 b. 書面などで伝えているが、始業・終業時刻や休日は「シフトによる」とだけ記載している。	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
1-3. シフト制労働契約の締結時に、労働者の希望に応じて以下の内容についても定めていますか。 ⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項 a. シフトが入る可能性のある最大の日数や時間数 b. シフトが入る目安の日数や時間数 c. シフトが入る最低限の日数や時間数	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
1-4. シフト制労働契約の締結時に、以下を定めていますか。 ⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項 a. シフトを作成するにあたり事前に労働者の意見を聞くなど作成に関するルール b. 作成したシフトの労働者への通知期限、通知方法 c. 会社や労働者がシフトの内容(日にちや時間帯)の変更を申し出る場合の期限や手続 d. 会社や労働者がシフト上の労働日をキャンセルする場合の期限や手続	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
2. いったん確定したシフト上の労働日、労働時間等の変更は、使用者と労働者で合意した上で行っていきますか。 ⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
シフト制労働者が就労する際の留意点		法定事項
3. シフト制労働者の労働時間が1日8時間、1週40時間を上回る場合には、36協定を締結・届出していますか。 ⇒2 (1) 労働時間、休憩	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
4. 1日の労働時間が6時間を超える場合には、勤務の途中に一定時間以上の休憩を与えていますか。 ⇒2 (1) 労働時間、休憩	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
5. 要件を満たすシフト制労働者から年次有給休暇の請求があった場合、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させていますか。 ⇒2 (2) 年次有給休暇	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
6. シフト制労働者を使用者の責に帰すべき事由で休業させた場合は、一定額以上の休業手当を支払っていますか。 ⇒2 (3) 休業手当	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
7. シフト制労働者に、必要な安全衛生教育や健康診断を実施していますか。 ⇒2 (4) 安全、健康確保	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
8. 要件を満たすシフト制労働者を雇用保険、健康保険・厚生年金の被保険者としていますか。 ⇒4 (3) 社会保険・労働保険	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>

★チェックを入れない事項があれば、労働基準法等に違反している可能性があります。その対応については、留意事項に沿って行うとよいでしょう。不明な点などがあれば、気軽にお声掛けください。



3/10	● 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
3/15	● 2021年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限
3/31	● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告

◆あとがき◆ 寒い中にも多少の春明かりが感じられる今日この頃、寒さとバタバタの中でゴルフの練習はしばらく遠ざかっています。金ちゃん先生が代表のTOKKIN杯親睦ゴルフも後20日、そろそろ頑張らないと又元の黙阿弥ですよ～ん。頑張らなくっちゃ!!